

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、通学路の安全確保対策が必要とされる地域の防犯力を高めるため、市町村が行う地域防犯重点地区における防犯カメラの設置に関する事業に対し、当該補助に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「地域防犯重点地区」とは、通学路の安全確保対策が必要とされる地区で、地理的条件、通行(利用)量、犯罪又は不審者の出没状況、交通事故発生状況等も勘案して、市町村が治安対策を進める必要がある地区として選定したものをいう。
- (2) 「防犯カメラ」とは、犯罪の抑止又は犯罪被害の防止のために固定して設置される防犯用のカメラ(その機能を果たすためのポール、モニター、録画装置等を含む。)をいう。
- (3) 「地域防犯活動団体」とは、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、地域において防犯活動を行う自主防犯組織、町内会、自治会、PTAその他一定の区域の住民が組織する団体をいう。

(補助対象者及び補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、地域防犯重点地区を管轄し、防犯カメラを設置する地域防犯活動団体に対して補助金を交付する市町村とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、地域防犯活動団体が行う防犯カメラ設置事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラを設置する地域防犯活動団体が次の要件を満たすこと。
 - ア 防犯カメラの設置効果を増進するため、自主防犯活動を月1回以上継続して実施する団体であること。
 - イ 会則や防犯カメラ設置・利用基準等を定め、防犯カメラを適正に運用する団体であること。
- (2) 不特定多数の者の用に供する目的で設置されるものであること。
- (3) 設置に関し、住民の合意が形成されていること（見込みを含む）。
- (4) 市町村が選定する地域防犯重点地区内で設置されるものであること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域防犯活動団体が行う防犯カメラ設置に要する経費（設置工事費を含む。）について、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、設置に伴う土地の取得、造成、補償等の費用並びに防犯カメラの維持管理のための電力受給、消耗品交換及び修繕、保守、清掃等に係る費用

のほか、この補助金の交付目的に合致しないと認められる経費は、補助対象経費から除くものとする。

- 3 補助率は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、補助金の額は、地域防犯重点地区1箇所あたり10万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別途定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 地域防犯重点地区選定理由書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の書類を受けた場合において適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、市町村に対し書面により通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため、必要と認めるときは、条件を付けることができる。

（申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助金の交付決定を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、補助金の交付決定を受けた事業について変更しようとするときは、速やかに補助金交付変更申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 収支予算書（第4号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（指示及び検査・調査）

第9条 知事は、補助金の交付の決定を受けた市町村に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査、運用状況に係る追跡調査等を行うことができる。

（事業実績の報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた市町村は、当該補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条に規定する書類を受けた場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し補助対象市町村に書面により通知するとともに、補助金交付請求書（第 9 号様式）に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条後段の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第 8 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 9 条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査・調査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管等)

第 13 条 補助金の交付を受けた市町村は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年から 5 年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けた市町村は、事業完了後も補助事業により取得した防犯カメラ等を適切に管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運用を図らねばならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良県地域防犯重点モデル地区支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 奈良県地域防犯重点モデル地区支援事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は平 3 1 年 4 月 2 2 日から施行する。

奈良県知事 殿

市町村長名

印

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付申請書

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額等

No	希望 順位	地域防犯重点 地区名	地域防犯活動 団体名	交付申請額等	
				補助対象経費	円
				補助金交付申請額	円
				補助対象経費	円
				補助金交付申請額	円
				補助対象経費	円
				補助金交付申請額	円

※ 必要に応じ行を加除してください

2 添付書類

- (1) 地域防犯重点地区選定理由書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書4号様式）

地域防犯重点地区選定理由書

地区名		市町村名
地区の概要		（位置、人口、世帯数、特徴、課題など概要を書いてください）
防犯カメラ設置必要箇所		（通学路点検等で防犯カメラの設置が必要と判断された場所を書いてください）
防犯カメラ設置箇所及び確認状況		（実際に防犯カメラを設置する場所及び上記必要箇所を撮影範囲内に含んでいるか確認結果を書いて下さい）
関係機関との協議状況		（防犯カメラ設置に際し学校・警察と通学路の適正な設定に関して協議した時期、内容及び相手方を書いてください。打ち合わせ議事録等があれば別添可）
犯罪発生・不審者出没状況 （防犯カメラを設置しようとする地点から半径1km以内のエリア）		（奈良県警ホームページの犯罪発生情報・不審者情報を参考に、過去1年間に地区内で発生した主な犯罪発生や不審者出没状況について書いてください） http://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_nara/infopage.html （2018/9/11/6:45 女児への声掛け事案発生 など）
交通事故発生状況 （防犯カメラを設置しようとする地点から半径1km以内のエリア）		（奈良県警ホームページの交通事故発生状況を参考に、過去1年間に地区内で発生した主な交通事故発生状況について書いてください） http://www.machi-info.jp/machikado/police_pref_nara/infopage.html （2018/9/11/6:45 軽傷事故発生 など）
その他 勘案すべき事項	地理的条件	（幹線道路までの距離、最寄り駅までの距離、見通しの良い悪いなど地理的に安全対策が必要と思われる理由を書いてください）
	通行（利用）量	（1日の車両の通行量が約〇台、人通りが約〇人、繁閑の差が激しいなどの状況などについて書いてください）
	通学路の状況等	（通学路が、車道と歩道に分離しているか、ガードレールが設置されているか、空き家や駐車場、路上駐車車両があるかなど危険度等について書いてください）
地域防犯重点地区に選定する理由		（上記以外の理由も含め、総合的に判断して選定する理由を書いてください）

事業計画書

地区名			市町村名	
地域防犯活動団体名		※ 未結成の場合も今後の予定を必ず記載してください		
団体の概要		設置年月日：	規約： 有・無	
		主たる構成員の種別：	構成員数：	
		活動状況：（月1回以上の自主防犯活動状況などを書いてください）		
地域の現状と課題		（地域防犯活動団体が活動している地域について、街灯の有無や空き家の有無、書いてください）		
事業概要	事業経費			
	防犯カメラ設置本数			
	設置箇所（4台以上の場合は別添でも可）	位置	（〇〇駅前、△△丁目△番、××交差点角、* * 地下道内、など）	
			①	②
	地図	（位置のわかる概略図を書いてください。別添でも可）		
設置スケジュール	（着手時期、完了予定時期など）			

- [該当にチェック]
- 月1回以上継続した自主防犯活動を実施できる
 - 会則、設置・利用基準等を定め防犯カメラを適正に運用できる
 - 設置に関し住民合意、道路管理者の同意が得られる（見込も含む）

収支予算書

地区名		市町村名	
地域防犯活動団体名			

収支	区分	金額	摘要
収入の部	① 市町村費		
	県補助金		
	② その他		
	合計（①＋②）		
支出の部			
	合計		

- （注） 1 支出の部の「区分」欄は、歳出予算の節の区分に準じて記入すること。
 2 支出の部については、所要額内訳（下記）を作成すること。

【所要額内訳】

項目	金額	摘要
合計		

※ 防犯カメラ代、ポール、モニター、録画装置、設置工事費などの概算を書いてください

奈良県知事 殿

市町村長名 印

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日付け奈良県指令安推第 号で、補助金交付決定を受けた奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金について、事業の変更を承認されるよう、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

地区名		市町村名	
地域防犯活動団体名			
補助金	(1) 交付変更申請額	金	円
	(2) 当初交付決定額	金	円
	(3) 差引増減額	金	円
変更の理由			
変更の内容	変更前の内容	変更後の内容	

※ 添付書類 (1) 事業計画書（第2号様式 変更後のもの）
(2) 収支予算書（第3号様式 変更後のもの）
内容が変更となるものについてのみ変更部分を明記して提出すること

※ 次に掲げる場合を除く軽微な変更の場合は、変更申請は不要です。
(1) 補助対象事業の内容の著しい変更
(2) 申請額合計を変更する場合
(3) 所要額内訳のうち、各支出項目の支出額を5万円を超えて変更する場合

奈良県知事 殿

市町村長名 印

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け奈良県指令安推第 号で、補助金交付決定を受けた事業について、下記のとおり実施しましたので、奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績調書（第 7 号様式）
- 2 収支精算書（第 8 号様式）
- 3 添付書類
 - (1) 防犯カメラを適正に運用するための書類（設置・利用基準等）の写し
 - (2) 学校若しくは警察と協議したことがわかる書類
 - (3) 設置した防犯カメラの写真
 - (4) 防犯カメラ設置事業実施に伴う支出証拠書類の写し

事業実績調書

地区名				市町村名		
地域防犯活動団体名						
団体の概要		設置年月日： 主たる構成員の種別： 活動状況：（事業導入の経緯や導入前後の変化についても書いてください）				
地域の現状と課題		（事業導入前後の変化についても書いてください）				
事業概要	事業経費					
	防犯カメラ設置本数					
	設置箇所 （4台以上の場合は別添）	位置	（〇〇駅前、△△丁目△番、××交差点角、* * 地下道内、など）			
			③	②	③	
		地図	（位置のわかる概略図を書いてください。別添でも可）			
事業経緯		（着手時期、完了予定時期、自主防犯活動など）				
事業の効果						

収支精算書

地区名		市町村名	
地域防犯活動団体名			

収支	区分	金額	摘要
収入の部	① 市町村費		
	県補助金		
	② その他		
	合計（①＋②）		
支出の部			
	合計		

- （注） 1 支出の部の「区分」欄は、歳出予算の節の区分に準じて記入すること。
 2 支出の部については、所要額内訳（下記）を作成すること。
 3 市町村から地域防犯活動団体への補助金支出命令書の写しを添付すること。

【所要額内訳】

項目	金額	摘要
合計		

※ 防犯カメラ代、ポール、モニター、録画装置、設置工事費などの科目ごとに書いてください

文 書 番 号
平成 年 月 日

奈良県知事 殿

市町村長名 印

奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け奈良県指令安推第 号で、補助金交付決定を受け、
平成 年 月 日付け奈良県指令安推第 号で、額の確定が通知された奈良
県地域防犯重点地区支援事業補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

交付決定額 金 _____ 円

確定通知額 金 _____ 円

請求金額 金 _____ 円

【振込先】

金融機関名	銀行	支店
預金種別及び口座番号	預金 第	号
フリガナ		
口座名義人		